
新型コロナウイルス感染症対策について

当健康管理センターでは、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を含め健診実施施設として適切な感染対策を下記のとおり実施し、受診環境の確保に努めております。

受診者の皆さまにおかれましては、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 感染対策について

- (1) 各自不織布マスクを着用してください。ただし、個人の体質等により不織布マスクの着用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用をお願いします。
- (2) 不織布マスクは特に指示がない限り、常に着用してください。
- (3) 入口等にアルコール消毒液を用意しています。受診者の方は当健康管理センターの入退室時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。
- (4) 当健康管理センター入口で、非接触型体温計等による体温の実測を行っております。
- (5) 施設内での会話は最小限とし、小声をお願いします。

2. 受診時の調査確認について

当日お越しいただいた方には、以下のとおり新型コロナウイルス感染症の調査確認を行っております。該当した場合には、当日の受診を控えていただくこととなりますので、ご注意ください。

- (1) 受診時の検温で体温 37.5 度以上の方
- (2) 風邪症状（発熱、せき、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛）や関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方
- (3) 受診前の7日間以内に上記（2）の症状があった方
- (4) 下記のいずれかに一つでも合致する方で、受診時に厚生労働省が示す待機期間内の方
 - ① 諸外国への渡航歴がある方、及びその方と接触がある方
 - ② 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と認定された方（検温などご自身による健康状態の確認等を行う期間を含む）

3. 受診延期をご考慮いただきたい方

(1) 新型コロナウイルスに感染した方

新型コロナウイルスに感染した場合、他者への感染の心配が無くなった後もしばらくの間は健診等の結果に異常がみられる可能性があります。入院や療養の解除基準を満たしてから十分な期間を置き、体調が十分に回復してから受診することをお勧めしております。

(2) 新型コロナウイルスワクチンを接種した方

接種後、3日以上経過してから受診することをお勧めしております。また、副反応が起きた方は、体調が十分に回復してから受診することをお勧めしております。

(3) 基礎疾患のある方、高齢の方

新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすいとされる高齢者、糖尿病・肥満症、心不全・呼吸器疾患といった基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いる方は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令期間中は、受診を控えることをお勧めしております。